

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
914	保育所入所要件の見直し	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項、第39条 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条	平成23年中に実施できるよう結論	<p>〔第13次提案等に対する対応方針（平成20年10月23日）〕 保育所の「保育に欠ける」という入所要件の見直しについて、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で総合的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。</p> <p>〔第14次提案等に対する対応方針（平成21年2月27日）〕 平成20年12月16日の社会保障審議会少子化対策特別部会において、第1次報告（案）を提示しており、保育の必要性の判断に関しては、専業主婦家庭にも一定量の一時預かりを保障する方向で検討、また、人口減少地域の実情に応じた保育所の機能のあり方について、さらに検討すること等が盛り込まれているところ。 本報告書案については、平成21年の早い時期に、保育事業者等で構成する検討会での議論を経た上で、同部会でのとりまとめを目指す方向となっている。 【平成20年10月23日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成20年中に結論」とされていたもの】</p> <p>〔第15次提案等に対する対応方針（平成21年11月12日）〕 平成21年2月24日の社会保障審議会少子化対策特別部会において、第1次報告が取りまとめられ、保育の必要性の判断に関しては、専業主婦家庭にも一定量の一時預かりを保障する方向で検討すること、また、人口減少地域の実情に応じた保育所の機能のあり方について、さらに検討すること等が盛り込まれたところ。 今後、この第1次報告に基づき、さらに詳細な検討を進めるため、少子化対策特別部会の下に保育第一専門委員会及び保育第二専門委員会を設置したところであり、これらの議論を踏まえて、必要な制度改革等を行っていく。 なお、この新たな制度体系の構築については、平成20年12月24日に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」の工程表においても、少子化対策の柱立ての中で位置づけられ、2010年代前半の実施に向け、税制改革による財源確保を図りながら、検討を速やかに進めることとされている。 【平成20年10月23日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成21年2月27日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成21年中に結論」と改めて設定したものの】</p>	検討中	<p>社会保障審議会少子化対策特別部会において、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に係る検討を行っており、平成21年2月に「第1次報告」を取りまとめ、12月には議論の整理を行ったところ。この中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労形態を問わず、「保育が必要な」子どもに例外なく保育サービスを受ける地位を付与する ・一時預かりは、乳幼児のいる子育て家庭の多様なニーズに対応する基本サービスとして、保障を充実する ・児童人口減少地域において、子どもに質の高い保育を保障するため、小規模サービス、多機能型サービス等の検討をする <p>とされたところ。</p> <p>また、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）において、「幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める」とされ、新たな制度に関しては、主担当となる関係を定め、「平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する」とされたところである。具体的には、保育に欠ける要件の見直しなど、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革を実現することとされたところであり、これを議論する場として、本年1月29日に「子ども・子育て新システム検討会議」（平成22年1月29日少子化社会対策会議決定）が設置されたところ。</p>	厚生労働省